

被災家屋の代替家屋に対する固定資産税・都市計画税の特例適用申告書

令和 6 年 8 月 1 日

(あて先) 新潟市長

住 所 (所在地) **新潟市西区寺尾東3丁目14-41**

申告者 氏 名 (名称) **新潟 太郎**

電 話 **0X0-0000-XXXX**

個人番号
(法人番号)

1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

能登半島地震により被災した家屋に代わる家屋を取得したため、地方税法第352条の3及び第702条の4の2に基づく減額の適用について、次のとおり申告します。

代替家屋	所有者	住所又は所在地	新潟市西区寺尾東3丁目14-41				共有名義の場合は、共有者全員について記入してください。
		氏名又は名称	新潟 太郎				
	所在地	新潟市 西区寺尾東3丁目 4397番地3	家屋番号	4397 番 3の1			
	構造	木 造	階層	2階	床面積	150.00 m ²	
	用途(種類)	<input checked="" type="checkbox"/> 被災家屋と同じ <input type="checkbox"/> その他 () → 被災家屋と用途(種類)が異なる理由 ()				共有名義の場合は、それぞれの持分を記入してください。	
	取得年月日	令和 6 年 7 月 1 日		共有持分			
取得の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 中古家屋の取得 → 取得事由 ()						

被災家屋	所有者	住所又は所在地	新潟市西区寺尾東3丁目14-41			
		氏名又は名称	新潟 太郎			
	所在地	新潟市西区寺尾東3丁目 4397番地3	家屋番号	4397 番 3		
	構造	木 造	階層	2階	床面積	100.00 m ²
	用途(種類)	専用住宅				共有持分
被災家屋の現況	<input type="checkbox"/> 滅失 <input checked="" type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> その他 ()					

※「代替家屋」とは、「被災家屋」に代わるものとして取得した家屋をいいます。
 ※「被災家屋」とは、能登半島地震により滅失・損壊した家屋をいいます。
 ※特例の適用要件及び添付書類については、裏面に記載してあります。

市処理欄 _____

<特例の適用要件>

1 適用対象者

- (1) 被災家屋の所有者（被災家屋が共有物の場合は、その持分を有する者を含む）
- (2) (1)に相続があったときはその相続人
- (3) (1)と代替家屋に同居する三親等以内の親族
- (4) (1)が法人の場合における、合併法人又は分割承継法人

2 被災家屋要件

市町村の調査で被害の程度が「半壊以上」であることが確認できるもので、取り壊し・売却等の処分が行われたもの

3 取得期限

令和6年1月1日から令和11年3月31日までの間に取得された家屋

4 特例の内容

代替家屋に係る固定資産税・都市計画税のうち、被災家屋の床面積相当分の税額について、取得の翌年から4年度分を2分の1に減額（共有名義の場合は、持分の割合に応じて面積按分により算定）

5 申告書の提出先

代替家屋の所在する区が東区・中央区・西区の方
資産税課 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル3階
TEL：025-226-2273、025-226-2280

代替家屋の所在する区が北区・江南区・秋葉区の方
資産税第1分室 新潟市江南区横越中央1-1-1 横越出張所2階
TEL：025-382-4048

代替家屋の所在する区が南区・西蒲区の方
資産税第2分室 新潟市西蒲区三方1 潟東出張所1階
TEL：0256-72-8231

<添付書類>…いずれも写し可

- (1) 被災家屋が能登半島地震により滅失・損壊したことを証する書類
・「り災証明書」、「被災証明書（被害の程度が記載されているもの）」等
- (2) 被災家屋が所在したことを証する書類 ※被災家屋が新潟市内の場合は不要
・「令和5年度固定資産税家屋名寄帳」 等
- (3) 被災家屋の処分状況等を確認できる書類
・「解体契約書」、「売買契約書」 等
- (4) 被災家屋の所有者と代替家屋の所有者が異なる場合は、その関係を確認できる書類
・「戸籍謄本」、「法人の登記事項証明書」 等

※ 必要に応じて上記以外の書類を提出いただく場合や、被災家屋の所在地の市町村へ問い合わせをする場合があります